

# 介護老人保健施設晃南（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

## （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人光風会が開設する介護老人保健施設晃南（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業の目的）

第2条 訪問リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

第3条 当施設では、通院が困難な利用者に対して計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づいた訪問リハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図る。

- 2 当施設では、介護保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 介護関連データの収集・活用及びP D C Aサイクルによる科学的介護を推進し、ケアの質の向上に取り組むものとする。
- 8 認知症に係る取組については、対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資するよう、取組状況について介護サービス情報公表制度に公表する。また、介護に直接携わる職員で、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努める。
- 9 当施設では、ハラスマント対策を強化する観点から、適切な施設サービス提供を確保するため、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう努める。
- 10 当施設では、感染症防止や多職種連携の促進のため、テレビ電話等のI C Tを活用するよう努める。
- 11 利用者の利便性向上や業務負担軽減を推進するため、文書負担の軽減や手続きの効率化に努める。
- 12 高齢者虐待防止を推進するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め、虐待の発生又はその再発を防止するよう努める。
- 13 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。身体拘束等を大行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

14 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設晃南訪問リハビリテーション           |
| (2) 開設年月日    | 平成17年11月1日                      |
| (3) 所在地      | 栃木県小山市乙女795                     |
| (4) 電話番号     | 0285-45-8225 FAX番号 0285-45-8291 |
| (5) 管理者名     | 小井田時廣                           |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(0950880054)            |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 管理者               | 1人   |
| (2) 医師                | 1人   |
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日を営業日とする。  
ただし、年末年始(12/30～1/3)を除く。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成されるリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (1) 事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、要介護者等の自立性の向上のために実用歩行訓練、活動向上訓練等の必要な機能訓練を行う。
  - ①基本動作訓練としての歩行訓練、座位保持訓練
  - ②関節可動域訓練
  - ③住宅改修の助言又は福祉用具の選択、利用法の指導
  - ④実用歩行訓練、活動向上訓練
  - ⑤言語聴覚療法
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) サービス提供者は、リハビリテーション実施計画書を作成し、これに基づいて行ったリハビリテーションの効果、実施方法についての評価を行う。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

（1）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

小山市、野木町

（職員の服務規律）

第10条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第11条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第12条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光風会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第13条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理方法の指導に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び感染症が発生又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別紙）を定め、委員会の開催、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施し、必要な措置を講ずるための体制を整備する。また、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第15条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、継続的なサービスの提供に努める。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めの無い、運営に

関する重要事項については、医療法人光風会 運営協議会において定めるものとする。

付 則 1

この運営規程は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。

付 則 2

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 3

この運営規程は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

付 則 4

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 5

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 6

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。